別紙

令和８年度夷隅郡市広域市町村圏事務組合水道事業会計補正予算（第１号）

（総　則）

第１条　令和８年度夷隅郡市広域市町村圏事務組合の水道事業会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第２条　令和８年度夷隅郡市広域市町村圏事務組合水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収　　入

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　　計　　）
第１款　水道事業収益	2,742,410 千円	1,702 千円	2,744,112 千円
第１項　営業収益	2,098,770 千円	△163,076 千円	1,935,694 千円
第２項　営業外収益	643,640 千円	164,778 千円	808,418 千円

支　　出

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　　計　　）
第１款　水道事業費用	3,214,770 千円	1,702 千円	3,216,472 千円
第１項　営業費用	3,150,453 千円	1,702 千円	3,152,155 千円

（他会計からの補助金）

第３条　予算第８条に定めた地方公営企業繰出金通知に定める経費への繰出し、営業及び建設事業のため構成団体の一般会計からこの会計へ補助等を受ける金額を次のとおり変更する。

	構成団体名	金　　額	
		収益的収支	資本的収支
変更前	勝 浦 市	1,232 千円	1,056 千円
	いすみ市	189,600 千円	0 千円
	大多喜町	39,204 千円	0 千円
	御 宿 町	36,601 千円	0 千円
変更後	勝 浦 市	52,553 千円	1,056 千円
	いすみ市	189,600 千円	0 千円
	大多喜町	39,204 千円	0 千円
	御 宿 町	36,601 千円	0 千円

令和８年度夷隅郡市広域市町村圏事務組合水道事業会計補正予算

実　施　計　画

収　益　的　収　入　及　び　支　出

収　　入

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備　　考
1 水道事業収益			2,742,410	1,702	2,744,112	
	1 営　業　収　益		2,098,770	△ 163,076	1,935,694	
		1 給　水　収　益	2,093,202	△ 163,076	1,930,126	
	2 営 業 外 収 益		643,640	164,778	808,418	
		3 他 会 計 補 助 金	265,405	51,321	316,726	
		4 県　補　助　金	87,895	113,457	201,352	

令和８年度夷隅郡市広域市町村圏事務組合水道事業会計補正予算積算基礎資料

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収　入

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節 区分	節 金額	備考
1 水道事業収益			2,742,410	1,702	2,744,112			
	1 営業収益		2,098,770	△ 163,076	1,935,694			
		1 給水収益	2,093,202	△ 163,076	1,930,126	1 水道料金	△ 163,076	減免支援事業 水道料金減免分
	2 営業外収益		643,640	164,778	808,418			
		3 他会計補助金	265,405	51,321	316,726	1 他会計補助金	51,321	減免支援事業 勝浦市交付額
		4 県補助金	87,895	113,457	201,352	1 県補助金	113,457	減免支援事業 千葉県交付額

支　出

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節 区分	節 金額	備考
1 水道事業費用			3,214,770	1,702	3,216,472			
	1 営業費用		3,150,453	1,702	3,152,155			
		3 総係費	378,647	1,702	380,349	13 委託料	1,702	減免支援事業 使用者周知委託料

専　決　処　分　理　由

１　令和８年度夷隅郡市広域市町村圏事務組合水道事業会計補正予算（第１号）

今回の補正は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した水道料金の減免支援の実施について、千葉県及び勝浦市から依頼があり、水道料金減免支援事業を実施するため、必要な予算措置を講ずるものである。この予算措置については、本来、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第２号の規定により議会の議決を経るべきものであるが、千葉県及び勝浦市から事業の早期執行を求められており、当該事業の実施には緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかである。よって、同法第１７９条第１項の規定により専決処分をするものである。